

(表面)
川口市本人通知制度事前登録申込書

(あて先) 川口市長 申込年月日：_____

申込者	フリガナ		申込者の区分	
	氏名			
	生年月日		電話番号	
	住所			

川口市戸籍謄本等本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

※該当箇所は~~レ~~をしてください。

☐ 申込者と同じ ☒ レ をすれば、氏名、生年月日、住所、電話番号については記入不要)			
フリガナ		電話番号	
氏名			
生年月日			
住所			
通知対象とするもの	☐ 住民票	☐ 住所と同じ ☐ 市外に転出し、川口市に住民登録をしていた住所 ☐ その他	
	☐ 戸籍	☐ 現在のみ ☐ 出生～現在 ☐ 婚姻～現在 ☐ 市外に転籍し、川口市にあったときの本籍地 ☐ その他	
		本籍及び筆頭者	
		本籍及び筆頭者（複数ある場合のみ）	
	本籍及び筆頭者（複数ある場合のみ）		
国外在住者記入欄			

注意事項について確認しました。 署名 _____

※以下の欄は記入しないでください。

本人確認	☐ 本人 ☐ 代理人		住民票	戸籍	アクセス	受付印
	1 点 ☐ 免許証 ☐ パスポート ☐ 個人番号カード ☐ 住基カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証 ☐ その他 ()					
確権 認限	2 点 ☐ 保険証 ☐ その他 ()	担当（入力）				
	☐ 委任状 ☐ 戸籍謄抄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()	担当（確認）				
受付場所	受付者	市民係（入力）				
		市民係（確認）				

注 意 事 項

(裏面)

- 1 この制度は、川口市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る下記の証明書（以下「戸籍謄本等」という。）を、第三者（自己等（注）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に取得された際、その事実について事前登録者に通知するものです。
ただし、裁判、紛争、遺言書作成に係るものの請求は除きます。

通知対象となる証明書

- ・戸籍謄本、戸籍抄本（除籍・改製原戸籍を含む）
- ・戸籍記載事項証明書（戸籍届出に係る証明を除く）
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書（除かれた住民票を含む）
- ・戸籍附票の写し（除かれた附票を含む）

住民票、住民票記載事項証明書については、日本人住民のかたは「本籍が記載された場合」、外国人住民のかたは「国籍、地域、外国人住民の区分、在留資格等が記載された場合」が対象となります。

(注) 自己等・・・ (住民票関係) 自己又は自己と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る戸籍謄本等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に川口市戸籍謄本等交付通知書を送付します。
- 3 川口市戸籍謄本等交付通知書は、第三者に交付した証明書の種類、交付年月日、交付枚数を事前登録者に通知するものです。それ以外の情報を知りたい場合は、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求にて対応させていただきます。開示請求を希望する場合は、川口市役所行政管理課までお問い合わせください。
- 4 事前登録を希望するかたで、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、この用紙と本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート等本人の写真が貼付されたもの、もしくは保険証等写真の貼付なしのもの2点。）を添えて川口市役所市民課市民係までお願いいたします。
- 6 事前登録内容に変更があった場合、住民異動届や戸籍の届出とともに川口市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書を提出してください。
【変更届出が必要な場合】
住所⇒①川口市に新しく住民登録したとき。
②一度他市に住所を異動した後、川口市へ転入したとき。
③他市から他市へ住所を異動したとき。
本籍⇒①川口市に新しく戸籍をつくったとき。
②一度他市に戸籍を異動した後、川口市に新たに本籍を移したとき。
- 7 登録者情報の管理のため、戸籍及び住民票の登録情報を確認させていただきます。
- 8 事前登録者が死亡、所在不明等により住民票が消除されたときまたは所在不明等で郵便物が送達されないときは、事前登録を廃止します。